

「アーバンスポーツ及びユニバーサルスポーツ出張体験会実施業務委託」 仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、千葉県（以下、「県」という。）が発注する「アーバンスポーツ及びユニバーサルスポーツ出張体験会実施業務委託」（以下、「業務」という。）の主要事項を示すものである。この仕様書は業務の大要を示すものであるから、これに定めのない事項であっても県が必要と認め、指示する事項については、受託者はこれを行わなければならない。

2 業務委託名

アーバンスポーツ及びユニバーサルスポーツ出張体験会実施業務委託

3 事業目的・概要

スポーツの選択肢を増やし、それぞれのライフステージに応じて日常的にスポーツに親しむ人を増やすため、子ども会、大学等のサークル、老人クラブ等の団体や、市町村のお祭りや民間企業等で開催しているイベントへ、都市型スポーツであるアーバンスポーツ及び誰もが楽しめるユニバーサルスポーツの競技団体、プロアスリート又はプロチーム等（以下、「競技団体等」という。）を派遣して出張体験会を実施し、アーバンスポーツ及びユニバーサルスポーツの普及促進を図る。

※アーバンスポーツ：広い競技場などを必要とせず、都市の中でできる、音楽やファッションの要素も加わったスポーツのこと。

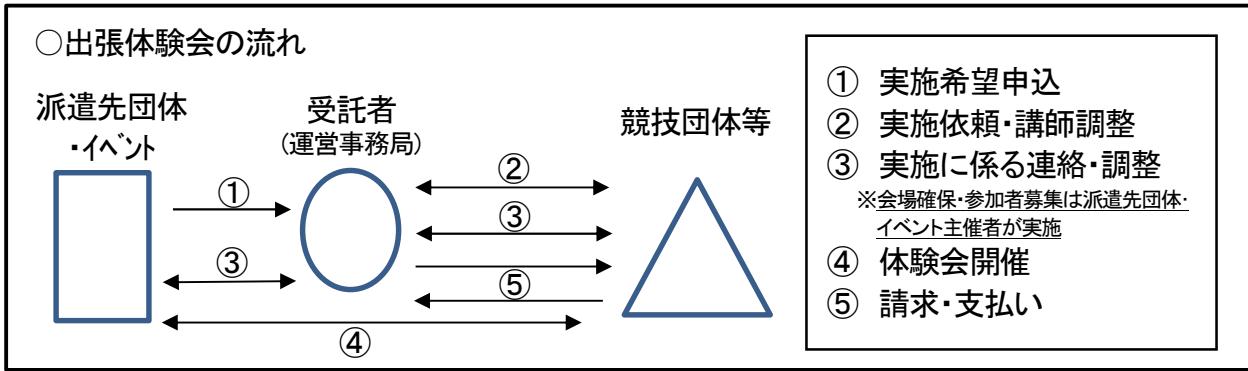
※ユニバーサルスポーツ：障害の有無や年齢に関係なく、様々な人が一緒にできるレクリエーションの性質を含むスポーツのこと。

4 委託期間

契約締結日から令和9年3月24日（水）まで

5 委託業務の内容

県内で活動する団体や市町村、民間企業などから実施希望を受け付け、日程を調整の上、各団体等が実施するレクリエーション活動やお祭り・イベント等へ競技団体等を派遣し、出張体験会を計20回実施すること。初心者でも楽しく体験できるとともに、アーバンスポーツ及びユニバーサルスポーツに対する興味・関心を高め、体験後の競技継続につながるプログラムとすること。



(1) 派遣先団体・イベント

- 派遣先団体・イベント（以下、「派遣先団体等」という。）は以下のいずれかであること。

(ア) 県内でスポーツやレクリエーションに取り組む団体等

（例）子ども会、放課後子ども教室、大学等のサークル、老人クラブ、企業（※社員の運動・スポーツを支援する活動に限る）

(イ) 県内市町村又は企業・団体が主催するお祭り・イベント等

（例）秋まつり、産業まつり、ふるさとまつり、市民まつり、企業・団体主催のスポーツ関連イベント（※市町村が共催・後援するものに限る）

※（ア）は、参加者を30人～50人程度とする。

※（イ）について、県内市町村が主催するお祭り・イベントは、イベント全体で3千人以上の来場者、企業・団体主催のスポーツ関連イベントは、少なくとも500人程度の来場者が見込まれる規模であること。

※例示以外の団体等からの申込みがあり、当該団体等での出張体験会の実施が競技普及に効果的と見込まれる場合は、県と協議の上、受け付けて差し支えない。

(2) 実施競技・回数

(ア) アーバンスポーツ

- スケートボード、BMX、スポーツクライミング、ブレイキン、3x3の5競技を基本として実施すること。
- 上記5競技について、1競技につき1回以上、出張体験会を実施すること。
なお、上記5競技以外のアーバンスポーツでも、安全に初心者向けの体験会を実施することが可能であれば、追加で実施しても差し支えない。
- 全20回のうち10回程度、アーバンスポーツの出張体験会を実施すること。
派遣先団体等は（1）(ア)及び(イ)とし、それぞれ5回程度実施すること。

(イ) ユニバーサルスポーツ

- 5競技を提案し実施すること。実施競技は最終的に県と協議の上、決定すること。

(例) モルック、ペタンク、カップ、ピックルボール、キンボール、ユニカール、フライングディスク、卓球バレー

- 実施5競技について、1競技につき、1回以上出張体験会を実施すること。
- 派遣先団体等は原則として(1)(ア)とし、全20回のうち10回程度、ユニバーサルスポーツの出張体験会を実施すること。ただし、少なくとも1回は(1)(イ)で実施すること。

	実施競技	実施回数	派遣先
アーバン スポーツ	スケートボード、BMX、スポーツクライミング、ブレイキン、3x3 の5競技 ※上記に加えて別競技を実施しても可	10回程度 <u>(左記5競技は それぞれ1回は実施)</u>	(ア)スポーツ・レクリエーションに 取組む団体の活動 (イ)市町村の祭り等 ※各5回程度実施
ユニバーサル スポーツ	5競技 (県と協議の上、決定)	10回程度 <u>(各競技1回は実施)</u>	(ア)スポーツ・レクリエーションに 取組む団体の活動 (イ)市町村の祭り等 ※1回は(イ)で実施

- 1つの出張体験会で2競技まで実施することも可とする。なおその場合は、2回分の出張体験会を開催したとみなす。

(3) 競技団体等

- 県内競技の振興のため、可能な限り、県内の競技団体や、千葉県ゆかりのプロアスリート又はプロチームに依頼すること。なお、ユニバーサルスポーツについては、受託者に十分な実績があり、円滑に指導することができると認められる場合は、競技団体等に派遣を依頼せず、直接実施しても可とする。
- 各回で派遣する競技団体等の人数は、競技団体等と調整の上、出張体験会の安全かつ円滑な実施に充分な人数とすること。

(4) 実施内容

出張体験会の実施に当たり、以下の業務を実施すること。

(ア) 派遣先団体等の周知・広報

- 派遣先団体等を募集するチラシを1,000枚作成すること。なお、仕様やデザイン、具体的な記載内容については、県と協議の上、決定すること。
- 派遣先団体等の募集に当たり、県内でスポーツやレクリエーションに取り組む団体等へチラシを配布すること。
- 企業・団体が主催するお祭り・イベント等については、受託者で派遣候補先を調査の上、周知を行うこと。なお県内市町村に対しては、県から周知を行う。

(イ) 派遣先団体等の募集・受付

- 一定の受付期間を設け、電話・メール・FAX等の手段により申込みを受け付けるとともに、出張体験会に係る問合せに随時対応すること。

- ・受付時に、アーバンスポーツ、ユニバーサルスポーツのいずれかを選択の上、実施希望競技（第3希望まで）、希望日時、会場及び広さ、参加予定人数、派遣先団体等側の担当者及び連絡先等を確認すること。
- ・受付期間終了後、申込みのあった団体を取りまとめの上、県に報告すること。申込多数の場合は、地域バランスや実施規模等を勘案し、県と協議の上、決定すること。
- ・実施回数に満たない場合は、随時募集に切り替え、実施回数に達するまで募集を行うこと。希望競技で日程調整のつかなかった団体に対して別の競技を提案するなど、実施回数を達成できるよう柔軟に対応すること。

(ウ) 日程・会場・用具等の調整

- ・派遣先団体等、競技団体等双方の日程を調整の上、実施日時を確定し、両団体に連絡すること。
- ・出張体験会の会場は派遣先団体等が手配するとともに、参加者の移動に要する交通費や施設利用料等は派遣先団体等が負担すること。なお、スポーツクライミング、スケートボードなどの競技専用施設を使用する場合は、市町村で管理する施設を活用すること。
- ・競技団体等から派遣する人数、必要となる用具数等を調整し、準備すること。
- ・派遣先団体等と調整の上、競技団体等からの派遣者や運営用の駐車場などを確保すること。
- ・当日の実施概要（実施競技、日時、会場、参加予定人数、競技団体等の人数、プログラム等）について、両団体と事前に調整の上、出張体験会実施日の1週間程度前までに、別紙1「実施計画書」により県へ報告すること。

(エ) 当日の内容（プログラム）の調整

- ・原則として、①競技のルールや魅力の紹介、②実技披露、③初心者向けの体験会の構成とするよう、競技団体等と調整すること。なお、競技や人数等により、適宜変更しても差し支えない。
- ・アーバンスポーツについては、競技の魅力や迫力をより多くの方に効果的に発信するため、プロアスリート等によるパフォーマンス（エキシビション）の披露も行うこと。
- ・出張体験会の実施時間について、(1) (ア) は1時間30分から2時間程度、(1) (イ) は、お祭り・イベント等のタイムスケジュールに応じて半日程度、実施すること。
- ・体験した競技を今後も派遣先団体等で継続して実施できるよう、競技団体等と調整し、ルールブックの配布や、近隣の大会・体験会等の情報提供等を行うこと。

(オ) 当日の運営

- ・ 参加者の体調や安全に十分配慮しながら、円滑に体験会を運営すること。
- ・ 当日の参加者及び派遣先団体等を対象に、アンケートを実施すること。なおアンケートの内容は、あらかじめ県と協議の上、決定すること。

(カ) 実施報告書等の提出

- ・ 体験会終了後1週間程度を目安に、別紙2「実施報告書」を県に提出すること。
- ・ 参加者アンケート（スキャンデータでも可）及び参加者アンケートの集計結果を県に提出すること。
- ・ 体験会当日の様子が分かる写真を県にデータにて提出すること。

(キ) 競技団体等への謝金の支払

- ・ 体験会終了後、競技団体等へ謝金等を支払うこと。

(5) その他

- ・ 出張体験会の参加者について、傷害保険やレクリエーション保険等に加入すること。競技団体等において加入している場合は、競技団体等と調整すること。
- ・ 県内市町村又は企業・団体が主催するお祭り・イベント等にて、主催者がイベント全体に対して保険加入している場合は、主催者側と調整すること。

(6) 独自提案

業務の目的を達成し、本事業の効果をより高める提案があれば、実施すること。
なお、独自提案に係る経費は委託料に含めること。

6 成果品の提出等

(1) 成果品

- ・ 受託者は、下記①～⑥の成果物を委託者へ提出すること。
 - ① 業務完了報告書
 - ② 実施計画書（各回）
 - ③ 実施報告書（各回）
 - ④ 参加者アンケート（スキャンデータ）及び集計データ
 - ⑤ 出張体験会実施時の写真（電子データ）
 - ⑥ チラシ（完成品）

(2) 提出場所

千葉県環境生活部スポーツ・文化局生涯スポーツ振興課
(千葉市中央区市場町1-1 本庁舎18階)

(3) 提出期限

①：業務完了報告書…令和9年3月24日（水）午後5時

- ②：実施計画書…5（4）（ウ）のとおり
- ③：実施報告書…5（4）（カ）のとおり
- ④～⑥：県が別途定める。

7 著作権の取扱い

- (1) 本業務の受託者は、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第23条(公衆送信権等)、第26条の2(譲渡権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権・翻案権等)及び第28条(二次的著作物の利用に関する原著作者の権利)に規定する権利及びその他の知的財産権は、全て県に無償で譲渡するものとする。
- (2) 成果品について、受託者その他第三者が著作者人格権、実演者人格権、その他の人格的権利を有する場合には、県及び県の指定する第三者に対して当該権利を行使せず、また第三者が行使しないよう措置するものとする。
- (3) 成果品に含まれる第三者の著作権、肖像権その他すべての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。
- (4) 県は、成果品を自由に使用し、又はこれを使用するに当たり、その内容等を変更することができる。
- (5) 受託者は、県の了解のもとに成果品を使用することができる。
- (6) 本業務の遂行に当たり受託者が独自に作成した著作物についても成果品として県に無償で引き渡すこととし、著作権の扱いは、(1)～(5)の規定を準用する。

8 業務に当たっての留意事項

- (1) 受託者は、本業務の遂行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。
- (2) 受託者は、本業務の遂行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。
- (3) 本業務に必要な経費は全て委託料に含めるものとする。
- (4) 全20回実施できなかった場合には、委託料を精算して減額すること。
- (5) 受託者は、業務の全部を第三者に再委託してはならない。なお、業務の一部の再委託については、高い効果が見込めると県が判断した場合は認めるものとする。
- (6) 本仕様書に関して疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、県と受託者で協議の上、決定する。

別紙1

アーバンスポーツ及びユニバーサルスポーツ出張体験会実施業務委託
実施計画書

令和 年 月 日

千葉県環境生活部スポーツ・文化局

生涯スポーツ振興課長 様

本業務について、以下のとおり実施します。

報告者	
実施日時	
会 場	名 称
	所在地
競技団体 講師等	
派遣先団体	
派遣先団体代表者	
参加者数（予定）	計 名
当日運営責任者	
実施内容 (プログラム等)	
競技継続に つなげる取組	

別紙1

アーバンスポーツ及びユニバーサルスポーツ出張体験会実施業務委託
実施計画書

令和 8 年 ○ 月 ○ 日

千葉県環境生活部スポーツ・文化局
生涯スポーツ振興課長 様

本業務について、以下のとおり実施します。

報告者	(受託者の所属・職氏名)
実施日時	令和8年 ○月 ○日(土) 10:00~11:30
会 場	名称 ○○市立○○小学校 体育館
	所在地 ○○市○○町○○1丁目2-3
競技団体 講師等	(一社) ○○モルック協会 講師 ○○ ○○ 補助者(スタッフ) ○○、○○
派遣先団体	○○市○○町子ども会
派遣先団体代表者	○○市○○町子ども会 代表 ○○ ○○
参加者数(予定)	計 50 名
当日運営責任者	(受託者の所属・職氏名)
実施内容 (プログラム等)	<p>〈プログラム〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競技の魅力・ルールの紹介 (○時○分~○時○分) ・実技披露 (○時○分~○時○分) ・体験会 (○時○分~○時○分) ・質疑応答 (○時○分~○時○分)
競技継続につなげる取組	ルールブックの配布、体験会チラシの配布

別紙2

アーバンスポーツ及びユニバーサルスポーツ出張体験会実施業務委託
実施報告書

令和 年 月 日

千葉県環境生活部スポーツ・文化局

生涯スポーツ振興課長 様

本業務について、以下のとおり実施しましたので報告します。

報告者	
実施日時	
会 場	名 称
	所在地
競技団体 講師等	
派遣先団体	
派遣先団体代表者	
参加者数	計 名
当日運営責任者	
実施内容 (プログラム等)	
競技継続に つなげる取組	
参加者の反応 や様子、負傷者 の有無等	
その他 気づいたこと等	

別紙2

アーバンスポーツ及びユニバーサルスポーツ出張体験会実施業務委託
実施報告書

令和 8 年 ○ 月 ○ 日

千葉県環境生活部スポーツ・文化局

生涯スポーツ振興課長 様

本業務について、以下のとおり実施しましたので報告します。

報告者	(受託者の所属・職氏名)
実施日時	令和8年○月○日(土) 10:00~11:30
会 場	名称 ○○市立○○小学校 体育館
	所在地 ○○市○○町○○1丁目2-3
競技団体 講師等	(一社) ○○モルック協会 講師 ○○ ○○ 補助者(スタッフ) ○○、○○
派遣先団体	○○市○○町子ども会
派遣先団体代表者	○○市○○町子ども会 代表 ○○ ○○
参加者数	計 50 名
当日運営責任者	(受託者の所属・職氏名)
実施内容 (プログラム等)	<p><プログラム></p> <ul style="list-style-type: none"> ・競技の魅力・ルールの紹介 (○時○分~○時○分) ・実技披露 (○時○分~○時○分) ・体験会 (○時○分~○時○分) ・ミニ大会 (○時○分~○時○分)
競技継続につなげる取組	ルールブックの配布、体験会チラシの配布

参加者の反応 や様子、負傷者 の有無等	<p>参加した子ども（小学生）はモルック未体験者が多かったが、怪我無く終了した。終始「楽しい」「もっとやりたい」という声が多く、体験会の後、急遽ミニ大会を開催したが、非常に好評だった。</p> <p>終了時には集合写真も撮影し、なごやかな雰囲気で、派遣先団体からは、「次回もし機会があれば実施したい」という声があった。</p>
その他 気づいたこと等	<p>出張体験会の開始1時間程度前に、子ども会の担当者の方と打合せを行ったことで、子どもの様子や普段のスポーツへの興味関心も事前に把握でき、進行もスムーズだった。</p> <p>体育館の床を傷つけないよう、マットを敷いて対策をした。傷がつくことはなく、現時点で、施設側（小学校）からも意見はきていな</p>